

# 使命のために打って出る！ 着手しなければ成果なし！

憲法や少年法など、国や社会の在り方を左右する様々な法律が改正の俎上に上っている。それに対して、基本的人権擁護の観点から弁護士会は様々な活動を行っている。本年度の愛知県弁護士会会長であり、日本弁護士連合会の副会長を兼務している川上明彦会長に就任の抱負を伺うと共に、司法に関する様々な疑問をぶつけてみた。

(聞き手／中部財界フォーラム社代表取締役塚本隆)

——所信表明にある「打って出る」とは。

**川上** 弁護士が急増する中で閉塞感を抱かず生き生きと使命を果たすために、弁護士は待ちの姿勢ではなく、色々な課題にアグレッシブに取り組んでいこうということです。また、この一年は「着手しなければ成果なし」を合言葉として、机上ではなく、実践をもって、みんなで汗を流したいと思えます。

ることさえ知られていなかったといえます。もともと、弁護士の仕事を、弁護士の使命からも広報しなければならぬと思っています。

また、愛知県は企業の活動が活発な地域ですから、積極的にその問題をフォローすることで存在意義を見出していききたいと思えます。

例えば、広報です。高齢化社会が進み、また、インターネット社会が進化しています。そこで、遺言や相続について、結構多くの誤りの分からない者が「専門」であると称して宣伝して仕事にしようとしています。弁護士は、このような者たちから市民を守らなければなりません。実際の相続紛争を知る弁護士だからその確に対応できるわけです。今まで、裁判だけでなくも弁護士が遺言や相続に関わ

と思っています。

——集団的自衛権行使容認、憲法改正について。

**川上** 憲法は、日常で実感できる場面が少なく無関心になりがちですが、子どもや孫の代まで影響を及ぼします。戦争は人権の最たる侵害です。弁護士会としては、その人権侵害に繋がるものには、強く反対していきます。日本国憲法の前文には、日本の第二次世界大戦の反省の上に立って高らかに理念が記されています。「賢者は歴史に学ぶ」「歴史は繰り返す」という言葉があります。今の世界情勢や政治情勢にあおられて、この国の未来に禍根を残すようなことがあってはならないと思うのです。